

令和5年度第1回人権教育・啓発推進懇談会 計画改定に係る意見等（議事録）

第1 基本的考え方

【委員】

- ・計画の素案の3、4ページに記載されているSDGs、Goalsのマークは、小さくて17個もありわかりにくい。

《県》

- ・SDGsのマークについては、中に書いてある文字が見つからないため、見やすいものとなるよう、今後工夫していきたい。

【委員】

- ・計画の素案の2ページの、目標達成のための指標について、基本的人権が守られていると思う人の割合を令和14年度に80%とした理由が知りたい。令和4年度調査で73.6%だったのなら、もう少し高く設定してもいいのではないか。

《県》

- ・目標となる指標の数値の考え方としては、昨年度行った県民意識調査において、基本的人権が守られていると思う人の割合が約73%であり、12年前に行った同様の調査から約6ポイントの伸びとなっていることから、10年後も同様の伸びを目指そうということで、10年後の数値目標として80%を設定した。

【委員】

- ・10年前の調査を参考にしたとのことだが、個人的にはもう少し高くてもいいのではないかと思う。この指標の数値設定の考え方については理解した。

第2 人権教育・啓発の推進について

(2) 子どもたち

【委員】

- ・社会的養護を必要とする児童に障害等のある児童が増加しており、里親家庭でも養育困難になり継続できない場合がある。不調により離される子どもや里親を傷つけないために、また、虐待のリスク要因が里親家庭でも発生しないよう里親の質の向上や支援は重要である。
- ・社会的養護を必要とする児童において少なくないのが、望まぬ妊娠や若年妊婦、妊娠がわかっても受診せず、母子手帳もなく、出産に至る親から生まれるケースである。子どもへの愛着形成が十分でなく虐待のリスク要因となることが考えられる。発生予防のひとつとして、妊娠することの正しい知識や親になる覚悟等、教育の現場で頻繁に知らせる取り組みが必要。

《県》

- ・里親の質の向上等については、現状、多くの里親家庭において処遇困難児が受託されており、支援の必要性について県も認識している。里親の皆さんの質の向上と、委託後の支援の充実について、今後も積極的に検討を進めていきたい。
- ・若い世代への妊娠に関する正しい知識の普及等について、県として大切なことと考えており、県内の高校生に対し、妊娠を含めた健康や性に関する正しい知識を伝え、それらを学んだ高校生がSNSを通じて、同世代に普及啓発する思春期保健対策事業に取り組んでいる。

【委員】

- ・就学前の子どもたちは、虐待等の人権侵害があっても、その状況が表面化せず、早期発見や対応が遅れがちである。発生の予防、早期発見、早期対応等をするために、様々な機関が連携するとともに、家庭教育、特に就学前の子どもたちがいる家庭に対する啓発活動や相談体制の充実などにも取り組む必要がある。

《県》

- ・県では、ぐんまの家庭教育応援条例に基づき、家庭教育について、保護者の方が考える学習機会の提供を行っている。参加者自身に、親子の関わり方や、親としての心構えなどの気づきを促すほか、保護者同士のつながりづくりの場となっている。
- ・また、就学前の親子の交流や情報交換の場の提供、ボランティア及び職員による育児相談を行っている。

【委員】

- ・いじめ問題に対する取組としては、子どもたちに「いじめ」を認識させる、気付かせることが大切である。よって、より子どもたちに伝わりやすい参加体験型の学習を100%できるような取組が必要である。

《県》

- ・全公立小中学校の生徒指導主事等を集めた生徒指導対策協議会において、各学校の学校いじめ防止基本方針などを題材として、学級活動等の時間におけるいじめ防止に係る教育を行うことを依頼している。また、インターネットリテラシー向上体験型ウェブ教材の公開とともに、本教材を活用し、ネットいじめなどのトラブルの疑似体験を通じた話し合いを行う、学級活動指導案の周知を行っている。

(3) 高齢者

【委員】

- ・日常生活等における高齢者に対する人権侵害（たとえば、公共交通機関利用時や買い物において、行動や支払いの遅さから邪魔者扱いするなど）も問題である。身近な日常生活における周囲の目を改善させる取組も必要である。

《県》

- ・県では、広く老人の福祉についての関心と理解を深めることなどを目的として、毎年9月15日の「老人の日」、9月15日から21日までの「老人週間」に合わせ、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝う、敬老の日長寿者慶祝事業を行っている。今年度も実施予定であり、報道への情報提供を通じて、県民の高齢者福祉への理解促進を図ってまいりたい。

(4) 障害のある人たち

【委員】

- ・計画の素案の14ページの「施策の方向性」において、共生社会の理解促進が特別支援教育課だけの記載になっているが、義務教育課との協働が不可欠と考える。まずは担当課のバリアフリーが重要である。

《県》

- ・小中学校では、特別活動や総合的な学習の時間等において、障害のある児童生徒との交流及び、共同学習等を通して、障害のある子供に対する理解を深めるための学習等を行っており、現在も関係各課で連携を図っている。

《県》

- ・人権教育に関しては、義務教育課、高校教育課、及び特別支援教育課の3課で連携しながら取り組んでいる。交流及び共同学習のほか、居住地校交流ということで、特別支援学校に通っている児童生徒の方々が、自分の住んでいる小中学校の方とも交流をするという事業も行っている。

【委員】

- ・素案17ページの脚注※9に「通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒」という記載があるが、当事者の方々が不快感を示すこともあるので、「一部特別な指導を必要とする」という記述が良いのでは。

《県》

- ・軽度の障害のある方というのは、誤解が生じる表現かと考えられる。今年度4月から第3期群馬県特別支援教育推進計画が始まり、その中で「特別な支援」という文言を使用している。例えば該当箇所について、「特別な支援が必要な児童生徒」という言葉に変えさせていただきたい。

【委員】

- ・障害のある65歳以上は介護保険制度の利用を優先するという現状がある中で、これまで障害者福祉サービスで受けられていたサービスの利用が出来なくなることがある。障害のある方（特に知的障害や精神障害）にとっては、生活環境が変化することは精神

的に大きなストレスが生じ、新たな問題行動を引き起こすことにもなりかない。安心して生活を送れるような施策を講じていただけるとありがたい。

《県》

- ・介護保険制度の対象となる障害者の方については障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険サービスを優先的に利用していただくことが基本になっている。ただ、この適用については一律ということではなく、特に介護保険サービスに相当するサービスがないようなものは、障害福祉サービスを利用できるケースもある。さらには介護保険サービスのみでは、支援が不十分という判断等があった場合には、加えて障害福祉サービスの利用ができるという扱いになっている。

【委員】

- ・障害をもつ人の高齢の親が介護施設等の利用をする際に、子の生活をサポートできるような体制の整備が必要だと思う。

《県》

- ・親亡き後の支援等の課題に対応するため、県内の市町村、或いは圏域において地域の状況に応じて、社会資源を最大限に活用しながら、緊急時の相談支援や受入対応、さらにはその専門的な人材の育成確保といった機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めてきている。現在、県内全域で体制は整備済みだが、今後拠点としての十分な機能や役割が果たせるように、県としても、市町村の自立支援協議会等を通じて取り組みを支援していきたい。

(5) 同和問題

【委員】

- ・同和問題については、県内に同和地区（地域）があることを知らない人が増えてきていることは良いことなのではないか。人々の移動などでわからなくなっている地区も多く見られる。この問題は、個々の地域の問題のような取り上げはやめて、歴史的な流れからの理解を広めることが重要である。

《県》

- ・令和4年度に行った「県民意識調査」で、県内に同和地区があることを知っているか尋ねたところ、「知らない」と答えた人の割合が前回調査より10ポイント以上高くなっていた。この結果に関しては、様々な受け止め方があると思うが、県としては「知らないことが差別を生む」との考え方のもと、引き続き啓発に取り組むこととしている。啓発に当たっては、歴史的経緯を踏まえ、差別の内容や近年の法整備について説明し、理解が深まるよう取り組んでいる。

(6) 外国籍の人たち

【委員】

- ・外国から来た子どもの支援について。外国人集住地域に日本語教育が必要な児童（15才から17才）が増え続けているが、こうした児童が日本語教育を受けられない恐れがある。地域の日本語教室に親に連れられてこうした子どもが日本語を学びに通っている。その子どもたちの状況について自治体が理解する必要がある。

《県》

- ・外国人住民に対する日本語学習支援については、地域の日本語教室が大きな役割を果たしている。このため県では、地域日本語教室支援として、ボランティアの養成、教室関係者とのミーティング、講演会の実施に加え、有識者会議、市町村担当者研修を開催している。さらに、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすいように配慮した、やさしい日本語の普及推進にも取り組んでいる。なお、教育委員会所管になるが、令和6年4月には伊勢崎市に県立夜間中学校が開校となる。これは日本語に不安がある方でも入学し、学ぶことができるものである。

(8) ハンセン病元患者の人たち

【委員】

- ・ハンセン病についても、日本にいる元患者は全て治癒しており、感染力のある人は日本にいないことは第一に記載した方がわかりやすいと思う。一方で、ハンセン病自体は、感染症であり世界では毎年10～20万人の患者が発生していることと日本においては輸入感染症として発生することもあること、世界的に撲滅のための活動が行われていることは理解していた方がよい。いずれにしても、過去の事例から学び、今後も発生するであろう人権問題にも対応できるような取り組みが必要と思われる。

《県》

- ・いただいたご意見については、ハンセン病を正しく理解する上でも必要な内容であると思われるため、ご意見の主旨を第2次基本計画に反映させることとしたい。

(9) 犯罪被害者等

【委員】

- ・施策の方向性として、偏見や差別に走る要因の軽減を図るために、義務教育課がこの取り組みを受けて、教育として子どもたちに犯罪や事故の裏側には、多くの守るべき人権が存在していることを教えていく必要があるのではないかと。またそのことが若者の触法行為の軽減にもつながると思う。

《県》

- ・小中学校では、犯罪被害者等に関する人権問題について理解を深める学習を行うことが大切であると認識している。このため、特別の教科道徳や社会科の時間を通して、犯罪被害者等の人権問題があることを知り、相手の立場に立って行動しようとする態度

を身に付ける取組を行っている。

(10) インターネットによる人権侵害

【委員】

- ・インターネットの普及から誹謗中傷により命を絶つ事件が後を絶たない。ネットリテラシー向上に対する取組を実施しながら、法整備を整えていくことが重要である。

《県》

- ・県では令和2年12月にインターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例を制定しており、ネット上の誹謗中傷等の専用相談窓口の設置とともに、県民のネットリテラシー向上のために、教材等の作成や、学校教育との連携について示している。これを受け動画教材また体験型Web教材を作成して、公開するとともに、県民や学校現場への周知を行っている。これらの教材については、教育関係者のみならず、県PTA連絡協議会や警察が行う情報モラル講習会等でも紹介・活用してきている。

【委員】

- ・インターネットによる人権侵害が増加している現状を踏まえ、被害者が相談できるようにインターネット誹謗中傷相談窓口の周知やその拡充をすすめるとともに、子どもだけでなく、周囲の大人たちのインターネットリテラシーの向上を目指して具体的な啓発活動を推進する必要がある。

《県》

- ・条例とそれに基づく取り組みについては先ほど説明があった通り。この中で、相談支援に関しては、令和4年度から専門機関に委託するなど、体制を強化拡充しているので、その適正な運用を図って参りたい。

(11) 性的少数者の人たち

【委員】

- ・文部科学省が打ち出している令和の教育の方向性として多様性への対応が主軸として示されている。それを受けて、性的少数者自らの幼少期から青年期の誰にも相談できない内部葛藤に早期対応し、課題の発生を抑えるためにも、義務教育課と特別支援教育課が子どもたちの問題として、教職員の課題として取り組む必要がある。

《県》

- ・性同一性障害に係る児童生徒について、特有の支援や相談体制等の必要性を、小中高、特別支援学校の人権教育主任等を対象とした研修会等で指導し、当該児童生徒に対して服装や髪型、トイレの利用等を適切に対応できるようにしている。また、特別活動や、特別の教科道徳の時間等で、多様な性のあり方や性的少数者について知り、互いの人権を尊重し、差別・偏見のない社会を築こうとする態度を身に付けるための取組も行って

いる。

《県》

- ・特別支援教育課では、毎年3回ほど、高校教育課とともに、生徒指導対策協議会というものを行っている。特に4月に行われる生徒指導対策協議会の中で、LGBTQへの理解とその対応のあり方について、生徒指導を担当する先生方にお話をして伝えている。最近では、やはり制服のあり方、女子はスカート、男子はスラックスということではなくて、そういう性的少数者にも配慮した制服のあり方ということについても考えられるきっかけとなっている。

【委員】

- ・まずは性の多様性の理解を広げるために、市町村や学校、関係機関が連携し、具体的な啓発活動を進める必要がある。

《県》

- ・県では性的マイノリティの方への理解を広めることを目的に、行政職員や学校、企業、医療機関の職員向けに研修を開催している。これに加え、今年度は初めての試みとして、LGBTQの当事者や行政や学校、企業等において課題解決に取り組んでいる方に、登壇いただき、シンポジウムを開催した。今後は、身近な場所、例えば家庭や学校、企業において、多様な性をどう受け入れていくか、こうした観点から関係者と連携して啓発に取り組んで参りたい。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(3) 学校等

【委員】

- ・P41の4段落目に「各教科『特別の教科 道徳』特別活動等のそれぞれの教科の特質に応じて」という記載があるが、特別活動は教科ではないと思うがいかがか。だとすれば「それぞれの特質」と記述した方がよいかと思う。ちなみに、小学校ではこれに加えて「外国語活動」と「総合的な学習の時間」が加わって教育課程が編成されている。

《県》

- ・特別活動は教科ではないので、「それぞれの特質」と修正すべきであると考えている。また、外国語活動、総合的な学習の時間の記載については今後検討したい。

【委員】

- ・文章中に特別支援学校が記載されていることから、素案の「施策の方向性」にある担当課は、義務教育課と特別支援教育課の協働が必要になるかと思う。

《県》

- ・人権教育において、子供の成長過程全体を想定し、発達段階に適した学習活動を計画

することが必要であるため、各学校種間における連携が不可欠であると認識している。学校での人権教育の推進を図るために、各学校で推進体制の充実や、教職員の資質向上が大切あることから、すべての校種の人権教育主任等を対象にした協議会等を開催している。今後も関係各課と、連携・協働して、学校での人権教育を推進したい。

《県》

- ・先ほども触れたが、居住地校交流で、特別支援学校に通う方々が地域の小中学校や高校において一緒に学習する機会を持ったり、或いは交流及び共同学習ということで、障害の有無に関わらず一緒に学び合うという経験も、大事になってくるので、これからもより一層、特別支援教育課と義務教育課それから高校教育課の3課で連携しながら取り組んでいくことが大事と考えている。その点を何らかの形で文章化できるといいと考えている。

その他

【委員】

- ・性的少数者について、現実社会の中で、性別は男性で精神が女性であるという方の、例えばトイレの使用について、企業としても対応が難しい。またそれを悪意を持って利用されてしまっても、別の問題になってくる。そういった具体的な点について何かご教示いただければありがたい。

《県》

- ・ご指摘の点は、正解がまだ世の中に確立されていないという状況だと思われる。今後は、身近な場所にLGBTQの方がいた時の対応について皆で真剣に考えなければいけない時期に来ている。

【委員】

- ・各企業や各学校におけるケーススタディや臨機応変な対応が取れるような基礎知識を早急に与えていただくことが重要なことだと思っている。考える機会がなさ過ぎる、そういう材料が少な過ぎると思うので、ぜひよろしくお願ひしたい。
- ・公共施設の中で、体は男性で心は女性という方がどうしても女性のトイレを利用せざるを得ないという時には、法律に影響するケース、通報をされてしまうケースも出てくると思うが、どのようにすべきか。

《県》

- ・LGBTQの方が他の性別のトイレに入った事案については、その具体的な状況を含めて事件として対応することになるかと思う。見た目とか、そういうところのみで犯罪者として取り扱うことはないのご安心いただきたい。

【委員】

- ・例えば発達障害をお持ちのトランスジェンダーの方が女性のトイレに入って、周りの女性から通報されてしまい、そして警察沙汰が起きてくると、トラウマになり精神的な

苦痛を受けてしまい悪化をしていくというようなことある。

【委員】

- ・非常に難しい問題であるが、トイレの話であれば一番いいのは、誰でも使える多目的トイレを作るなど、県としては一番やりやすいところから始めるのがいいかと思う。また、新しい分野であるので情報交換できるような場が作られると良いと思う。

【委員】

- ・法的な面を含め、具体的な方法はこれから検討しなければいけない部分はあると思うが至急の課題になっていると思う。こういった話ができる機会がほとんどないというのが現状で課題だと思う。

【委員】

- ・障害者の方の年金について、障害者年金の申請をした際に今回は通らない又は等級が下がるケースがあるという話を聞く。審査基準が厳しくなったのか。

《県》

- ・障害者年金の関係は国の制度であり、その審査におけるご指摘の部分はわかりかねる。

【委員】

- ・審査に通らない又は等級が下がるケースが多いようなので、その原因などを探ってもらい解決あるいは改善ができればと思う。おそらく困っている方は多いと思う。

【委員】

- ・地域の中に相談支援員の方なり相談支援の仕組みがあるかと思うが、そういったところはあまり関係のない話か。

《県》

- ・一般的な障害に係る対応や障害福祉サービスを利用するためのサービス利用計画の策定等について相談する相談支援事業所がある。また医療機関等に通っていれば、ケースワーカーから話を聞き具体的なサービスに結びつく形にはなると思う。

【委員】

- ・我々も、本人が適切に自分の状況の説明ができないなどがないように、相談支援や通院同行により第三者として立ち会いながらサポートすることもある。事案が発生する前の対応としてそういった方法についても周知をする必要があると感じた。

【委員】

- ・同じ方に対してであれば、医師の判断が大きく変化することはないと思う。

【委員】

- ・診断書に基づいて複数の医師が最後の評価をするようになっているようだ。

【委員】

- ・当然、最終評価をする基準は決まったものがあると思う。

以上